平成２２年（フ）第４５号
千葉県香取郡東庄町石出1987番地２
債務者　常世田由美子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５４７号
長崎県長崎市川上町９番４号
債務者　髙嶋さとみ
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
長崎県長崎市鳴滝２丁目13番12号、旧住所長崎県長崎市茂木町359番地９
債務者　堀田　健二
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
長崎県長崎市田中町246番地１　フォーレ東望416号
債務者　田中　剛貴
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
住民票上の住所長崎県諫早市有喜町90番地
債務者　神﨑　久子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
長崎県長崎市青山町314番地１
債務者　太田テル子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４７号
北海道千歳市北信濃885番地の１
債務者　吉崎　智子（旧姓以頭）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９０号
札幌市東区北11条東10丁目５番18―405号
債務者　佐野美奈子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０８号
札幌市白石区菊水３条４丁目４番６号　ビバ菊水201号
債務者　寺崎　昭一
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５４号
札幌市東区北23条東４丁目１番14号　マンションオービック103号
債務者　佐藤　佳紀
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８４号
札幌市東区北13条東16丁目４番12号　パームコート札幌102
債務者　板野　　稔
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８５号
札幌市東区北13条東16丁目４番12号　パームコート札幌102
債務者　板野　孝子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２６号
札幌市東区北25条東20丁目２番１―308号
債務者　花田　浩美
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４６号
札幌市北区新琴似11条11丁目６番４号　パレーシャル11―102号
債務者　倉橋　泰妃
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５０号
札幌市南区石山２条３丁目15番３号
債務者　上野まどか（旧姓中原）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０５号
札幌市西区発寒12条５丁目２番14―207号
債務者　上口　恵子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７７号
埼玉県熊谷市中央３丁目147番地
債務者　惠　美智子（旧姓秋）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部